

令和元年度長崎県保健医療対策協議会 がん対策部会 肺がん委員会

日時 令和2年1月15日(水) 18:30~20:00
場所 長崎県庁舎 3階312会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- 長崎県の肺がんの状況について (資料1)
- 長崎県内の肺がん検診の実績について (資料2)
- がん検診の精度管理における市町からの報告及びアンケート調査結果等
(資料3)

(2) 協議事項

- H30年度都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会の活動状況調査結果 (資料4)
- 肺がん検診における市町への指導について(案) (資料5)

(3) その他

- 読影医の条件改訂案及び肺がん検診における低線量CT検査について
(参考資料1)
- 第29回がん検診あり方に関する検討会資料 (参考資料2)

がん対策部会 肺がん委員会名簿

任期 H29.4.3 ~ R2.3.31

	所 属	役職	氏名	区分
1	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科	腫瘍外科分野教授	永安 武	
2	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科	臨床腫瘍学分野教授	芦澤 和人	委員長
3	長崎県医師会	常任理事	長谷川 宏	
4	佐世保市総合医療センター	副院長	早田 宏	
5	長崎県健康事業団	医局長兼健診部長	富田 弘志	
6	長崎県健康事業団	放射線課課長	川原 寿	

	所 属	役職	氏名	区 分
1	長崎県国保・健康増進課	企画監	永峯 裕一	
2	長崎県国保・健康増進課	参事	初村 恵	
3	長崎県国保・健康増進課	主任技師(保健師)	戸井 弘恵	
4	長崎県国保・健康増進課	主事	池田 春樹	
5	長崎県健康事業団	健康企画課 課長補佐(保健師)	三浦 美幸	
6	長崎県健康事業団	健康企画課 係長(保健師)	溝川 愛子	

長崎県保健医療対策協議会がん対策部会専門委員会運営要綱

(設置及び目的)

第1条 がんの動向を把握し、また、市町及び健診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うために、長崎県保健医療対策協議会がん対策部会（以下「がん対策部会」という。）に専門委員会を設置する。

(構成)

第2条 専門委員会は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 胃がん委員会 | (2) 子宮がん委員会 |
| (3) 肺がん委員会 | (4) 乳がん委員会 |
| (5) 大腸がん委員会 | (6) 緩和ケア委員会 |

(組織)

第3条 専門委員会は、医師会、大学、医療機関、行政機関等に所属する学識経験及び検診等に係わる専門家の5名程度をもって構成する。

2 専門委員会の委員は、がん対策部会長が依頼する。

(任期)

第4条 専門委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、各委員の互選によって決める。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(運営及び協議)

第7条 専門委員会は、次の事項について協議し、その結果をがん対策部会長及び市町に対し報告する。

(1) 胃がん委員会

ア 市町において実施した胃がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、胃がん発見率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、今後の実施方法等について検討する。

イ 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、エックス線写真の良否、判定結果、読影の体制、読影医師及び診療放射線技師の人員、撮影装置の耐用年数等について評価し、今後の精度管理のあり方について検討する。

(2) 子宮がん委員会

ア 市町において実施した子宮がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、子宮がん発見率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、今後の実施方法等について検討する。

イ 検診実施機関（細胞診検査センターを含む。）における細胞診検査の精度

の向上を図るため、検体の抜取調査等により判定結果を評し、並びに細胞検査士、細胞診指導医等の人員及び検体の処理数、保存状況等について評価し、今後の精度管理のあり方について検討する。

(3) 肺がん委員会

ア 市町において実施した肺がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、肺がん発見率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、今後の実施方法等について検討する。

イ 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、エックス線写真の良否、判定の結果、読影の体制等について評価し、今後の精度管理のあり方について検討する。

ウ 検診実施機関（細胞診検査センターを含む。）における細胞診検査の精度の向上を図るため、検体の抜取調査等により判定結果を評価し、並びに細胞検査士、細胞診指導医等の人員及び検体の処理数、保存状況等について評価し、今後における精度管理のあり方について検討する。

(4) 乳がん委員会

ア 市町において実施した乳がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、乳がん発見率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、今後における検診の実施方法等について検討する。

イ 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、乳房エックス線写真の良否、判定結果、読影の体制、読影医師及び診療放射線技師の人員、撮影装置の耐用年数等について評価し、今後の精度管理の在り方について検討する。

(5) 大腸がん委員会

ア 市町が策定した検診計画について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実地機関、精密検査機関等と調整を行う。

イ 市町において実施した大腸がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、大腸がん発見率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、今後における検診の実施方法等について検討する。

(6) 緩和ケア委員会

緩和ケアの提供体制の質の向上を図るため、がん診療連携拠点病院等に求められる緩和ケア、緩和ケアに関する地域連携・研修体制・普及啓発等、緩和ケアの推進に向けた方策を検討する。

2 専門委員会は前項各号に掲げるものの他がん検診の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

(公 表)

第8条 前条で協議した内容は、県民が自ら受けるがん検診の質を判断できるよう、原則としてホームページに掲載する等により公表する。

(解 散)

第9条 専門委員会は、その目的を達成したときは解散するものとする。

(事務局)

第10条 専門委員会の事務局は、長崎県福祉保健部医療政策課に置く。

(補 足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は各委員長が別に定める。